

情報 最前線

市役所への  
お問い合わせ先

- 西条市庁舎  
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所  
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所  
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所  
TEL0898-72-2111



お知らせ

後期高齢者医療保険料は  
社会保険料控除の対象とな  
ります

後期高齢者医療保険料（長  
寿医療保険料）は国民健康保  
険税等と同様に、確定申告や  
市県民税の申告の際に社会保  
険料控除の対象となります。

■課税年金から特別徴収（天  
引き）された方へ

保険者から送付される「源  
泉徴収票」に保険料として控  
除した額が記載されています  
ので、申告の際にその源泉徴  
収票を添付してください。

■納付書で支払われた方へ  
支払われた際に受け取られ  
た「納付領収書」を、申告の

際に提示してください。

■口座振替で支払われた方へ  
1月上旬に、対象となる方  
全員に「納付証明書」を郵送  
しますので、申告の際にその  
納付証明書を添付してくださ  
い。

■納付証明書が必要な方へ  
非課税年金から天引きされ  
た方や納付領収書を紛失され  
た方などで、納付証明書が必  
要な方には、1月13日(火)から  
担当課で交付します。

交付には申請が必要ですが  
で、印鑑を持って最寄りの担  
当課へお越しください。

■問合せ

- 市庁舎本館国保医療課  
医療係  
TEL0897-52-1212
- 各総合支所市民福祉課  
市民保険係（東予）  
市民生活係（丹原・小松）

1月の市税ごよみ

15日 固定資産税第4期分、  
国民健康保険税第6期分の  
督促状の発送

2月2日 市県民税第4期分、  
国民健康保険税第7期分の  
納期限

※督促状1通につき1000円  
の督促料と延滞金をいただ  
きます。

※口座振替ご利用の方は、納  
期限日の残高にご注意くだ  
さい。

公的年金等の  
申告相談会を開催します

公的年金受給者を対象に、  
確定申告書の作成方法などを  
アドバイスします。

■日時・場所 別表のとおり  
■申告相談会で必要な書類

○確定申告書（ない場合は当  
日お渡しします）

○平成20年分の給与所得・公  
的年金等の源泉徴収票

※公的年金以外に収入のある  
方は、その所得の計算に必  
要な書類など。

- 国民健康保険料などの支払  
金額が分かる書類
- 国民年金保険料などの支払

いを証明する書類

○生命保険料や地震保険料な  
どの控除証明書

○医療費の領収書など、所得  
控除に必要な書類

○住宅借入金など、特別控除  
に必要な書類（事前にお問  
い合わせください）

○申告者名義の預貯金口座番  
号が分かるもの

○印章・筆記用具・電卓  
※当日はかなりの混雑が予想  
されます。医療費控除の明  
細書や収支内訳書等は事前  
に作成してきてください。

また、自動車でのご来場は  
極力ご遠慮ください。

■問合せ 伊予西条税務署

個人課税第一部門  
TEL0897-56-3290

■申告相談会の日時・場所

地区	日 時	場 所
小松	2月2日(月) 9時~16時	小松総合支所 2階ホール
丹原	2月3日(火) 9時~16時	丹原福祉センター 2階大会議室
東予	2月4日(水)~6日(金) 9時~16時	東予総合支所 3階
西条	2月9日(月)・10日(火) 12日(木) 9時~16時	市庁舎別館 5階

高齢者等を火災から守ろう！

建物火災による死者数の約9割が住宅火災であり、その  
うちの半数以上が65歳以上の高齢者です。

住宅火災の多くは就寝中の「たばこ」や「暖房器具」が  
発火源となって、布団や衣類に着火することで発生してお  
り、死に至った原因は「逃げ遅れ」が大半を占めています。

高齢者を火災から守るための注意事項

- ★ 高齢者だけを残して外出しない。やむを得ず外出  
するときは隣近所に一声かけて出かけましょう。
- ★ 寝たきり、一人暮らしのお年寄りがいるところでは、  
万一に備えて隣近所で助け合える協力体制を  
作っておきましょう。
- ★ 高齢者の部屋のカーテンや寝具類は、防災製品を  
使いましょう。